



Title	あるべき政治社会の「理議」を求めて - 中江兆民の政治社会像についての一考察 -
Author(s)	小原, 薫
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 1307-1343
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16740
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)2_p1307-1343.pdf



[Instructions for use](#)

あるべき政治社会の「理義」を求めて

——中江兆民の政治社会像についての一考察——

小原 薫

はじめに

「迂闊に迄理想を守ること、是小生が自慢の処に御座候（中略）、唯自慢する所は理想の一点のみ」^①。

兆民はこの「理想」をしばしば「理義」と表現しているが、「理義」の追求は兆民の終生の課題であった。兆民が「理義」を追い求め続けた背景には、政治における「理義」、哲学の不在が実際の政治の混乱をもたらしていることへの強い怒りが存在した。

晩年の『一年有半』で、兆民は「日本に哲学なし」「我邦人は利

害に明にして理義に暗し」と、日本人の哲学の不在を断罪する。そして、「其独造の哲学無く、政治に於て主義無く、党争に於て継続無き」ことが、「今日の腐敗墮落の一社会を建成」した「病根」であると指摘する^②。この政治における「理義」の不在、哲学の不在こそが、政治に「百年を洞破する眼識」を与えないまま、^③「盲目的成行的の進歩」をもたらす最大の「病根」であった。この中であって、兆民は政治社会はいかにあるべきかと構想する。それ故、兆民にとって政治における「理義」の探求は、あるべき政治社会の探求と結びついていった。

兆民の構想したあるべき政治社会像が「レスピュブリカー」(「自治の国」)であり、その中心原理が人民主権であることは既に指摘されて久しい。この人民主権の主張から兆民は具体的な政治論を展開する。従来の研究によれば、国会の開設、民約憲法の制定、普通選挙の主張、欽定憲法が不可避な状況にあつては憲法点閱論、制限選挙に対しては少しでも多くの国民の意見を反映させるための有限委任論等の展開となる。そのいずれの主張も、人民主権を限られた歴史的条件下でいかに実現させるかという思想に裏打ちされていたとされる¹⁾。しかし、その人民主権の内実、つまり、「レスピュブリカー」の政治社会を支える精神や徳、政治社会とその構成員との関係、構成員相互の関係の在り方についてまで踏み込んで「レスピュブリカー」の政治社会像を明らかにし、その歴史的展開を追った研究は乏しい。わずかに、寺尾方孝氏の研究が光っているぐらいである。同氏は大同団結運動から第一議會終了にかけての当時の政治状況と兆民の思想を精査し、その時期の兆民の政治的意見と行動を貫く「論理」を明らかにして、「レスピュブリカー」実現のための兆民の思想的営みを丹念に追っている。

本稿はこの寺尾氏の研究から多くの示唆を受けている。だが、寺尾氏が触れなかった兆民における経済の位置付け、政治と経

済の関係の理解を通して、兆民の構想したあるべき政治社会、「レスピュブリカー」とはいかなるものであつたのかを明らかにするのが、本稿の課題である。なぜなら、明治二〇年の大阪転居以降、兆民は経済に強い関心を抱くようになる。それは折からの経済発展の時期と重なっていた。だが、経済に深い関心を持ったことにより、兆民は「レスピュブリカー」を考える上で新たな問題に直面するようになったと思われるからである。すなわち、経済活動の進展は利害分化の状況を引き起こしたのである。

「レスピュブリカー」をあるべき政治社会と考えた兆民にとって、経済活動の進展に伴う利害分化の状況は、政治世界での合意形成や公共利益の創出を困難にさせる深刻な問題であつた。兆民が求めた政治世界の「理義」と私的利益の追求、公益と私益、「公」と「私」は統合可能なものか、兆民の「理義」と「利」、「公」と「私」をめぐる相剋はつのである。だが、この相剋の中で兆民は自らの思想を深化させていく。それ故、兆民が経済に関心を抱きながらも、経済活動の進展に伴う弊害に苦慮している明治二〇年代は、兆民の「レスピュブリカー」の政治社会の構造が最も浮き彫りになる時期である。そしてその際、兆民が「理義」と「利」、「公」と「私」の関係をいかに考えていたかは、公共利益

の実現を政治の目的とした「レスピュブリカー」の政治社会像を考える上で鍵となろう。

そして、「理義」と「利」、「公」と「私」の関係に注目して兆民の思想を見るならば、兆民にある思想的变化を見ることが出来る。つまり、明治一三年の「論公利私利」では「利」から「義」を、「私」から「公」を導く可能性を完全に否定している。だが、明治二〇年代になると、経済活動に強い関心を示すようになるが、経済活動の進展に伴う利害分化の状況下に遭遇する。そしてその状況下にあつて政治世界での合意形成を模索する中で、兆民は「利」と「利」の衝突にあつても、討論の過程で「利」が浄化され、人間の内面から「公共心」が「発越」すると唱えるようになる。それは「論公利私利」の主張からの思想的発展と言えよう。そして、この兆民の思想的発展の萌芽は、明治一五年の『民約訳解』に既にあらわれていると本稿は考える。それ故、明治一〇年代から兆民が北海道へ行く明治二四年までの時期を対象に、兆民の経済、政治と経済の関係の位置付けをめぐる「理義」と「利」、公私観念の思想的発展を軸に、「レスピュブリカー」の政治社会像を本稿は探つていきたい。もとより、本稿は「レスピュブリカー」の政治社会像の輪郭を概観し、試論を提示するにとどまる。兆民の政治社会像全体にわたる分析、細かい政治史的

分析については別の機会にしたい。

本稿の構成は以下の通りである。第一章では、明治一〇年代の兆民の思想を『民約訳解』を主に分析し、功利主義批判から出発した兆民が構想した「レスピュブリカー」の政治社会像を探る。そして、公私観念をめぐる兆民の思想的発展の萌芽を、『民約訳解』に探る。第二章では、明治二〇年代の兆民の思想を対象とし、経済活動への関心を強める中で、兆民が政治と経済との関係をいかに考えていたのかを、兆民とは異なる解答を導いた徳富蘇峰の初期の政治思想との比較から分析する。そして第三章では、兆民の考えた政治主体の分析から、兆民が利害分化の状況下にあつても、政治的合意や公共利益の創出を可能とした手段と条件について考察したい。

第一章 あるべき政治社会への問い

①あるべき政治社会の探求

本章では、明治一〇年代の兆民の政治思想を分析し、兆民の構想した「レスピュブリカー」の政治社会像を探る。まず、兆民と当時の時代状況との関わり、兆民の思想的位置を概観し、その中で、兆民がなぜあるべき政治社会像の探求へと向かったのかを探る。その上で、兆民が構想したあるべき政治社会、「レス

「ビュプリカー」とはいかなるものかを見ていきたい。

明治維新によって、大久保利通や伊藤博文らの「ステイツマン」により、近代「国家」の形成が行なわれていく。彼らによって作り出される支配機構や政治権力という国民国家の外枠に対し、その外枠に内容を与える人的団体としての国民国家の形成(nation-building)を担ったのが明治啓蒙思想であった。その明治啓蒙思想が生み出した巨大な民衆運動、それが自由民権運動である。兆民はその自由民権運動の理論的指導者であった。ここでは、兆民と当時の時代状況との関わり、その状況下での兆民の思想的立場について、次の二点から見ていきたい。第一に、兆民と自由民権運動との関わりを見てみたい。第二に、兆民と明治啓蒙思想期から自由民権運動期の人々に広範に流布した功利主義、快樂主義思想との関わりを見てみたい。そして、兆民とこれらとの関わりを見ることによって、兆民がなぜあるべき政治社会像の探求へと向かったのかを明らかにしたい。

まず、第一に兆民と自由民権運動との関わりを見てみたい。明治七年にフランス留学から帰国したのち、兆民は仏蘭西学舎(のちの仏学塾)を開き、そこでルソーの『社会契約論』、すなわち『民約論』の講義を行なう。この『民約論』の講義は出版されはしなかったが、その講義ノートの写本が全国に流布し、自

由民権運動に思想的前提を与えた。いわば『仏学塾は民権論の源泉』であった。加えて兆民と自由民権運動の指導者との間には直接的な人的交流も存在していた。当時、兆民は杉田定一、宮崎八郎といった『評論新聞』『草莽雜誌』『草莽事情』等に集まった人々と交流を持っていた。これらの新聞、雑誌は民権や自由の原理の探求よりは、政府の内政、外交を真っ向から攻撃し、急激なる政治改革を求める急進論で名が通っていた。その所論には、「國政轉變論並評」「壓制政府轉覆スヘキ論」「暴虐官吏刺殺ス可キノ論」といったものが見られる。陸羯南の民権論派の分類を借りれば、これらは「民権拡張の道理には甚しき熱心を抱かず、目的はただ政府の二三大臣のみにて(中略)これを痛く非難する」²⁾「幽薔民権論」の部類に相当すると言えよう。兆民が交流を持っていたのは、こうした急激なる政治改革を求めた急進論の人々であった。

にもかかわらず、兆民はこの急進論者たちと思想的には真っ向から対立する。杉田定一らが愛國社再興に奔走している明治一年に、兆民は『民権論』を発表する。この『民権論』の中で、兆民は「民権は政教より出づ、政教の民権より出づるに非ざるなり」と語り、まず何よりも、政教が中心であると語る。政治的指導者による道德的教化が民に十分浸透したのち、「民権」は初

めて行なわれると語る。兆民の言う「民権」とは「趨舎己れに由るの権」と、進退を判断する権利が自らに託されることを意味していた。そして、「政教」によって人々の道徳的教化が進み、人々が政治的に成熟してくれば、「今より十数年」の後には「民権」が行なわれるだろうというものであった。「民権」を獲得するには長期の時間がかかるということを兆民は見通す。こうした展望を持った兆民は、それ故、早急な政治改革論を批判する。「一挙に統撰の権を握らんと欲する」という、急激な改革により政治権力の掌握をめざす考えは時機を考えない暴論であった³。だが、何を隠そう、兆民が交流していた杉田、宮崎らこそは急激な政治改革を求めている本人であった。兆民は自らが親しく交流していた人々に対し、漢学塾の雑誌という目立たない形ではあったが、彼らを真つ向から批判する。冷水を浴びせたと云つてもよい。この兆民と杉田、宮崎らとの関係は、兆民の自由民権運動における思想的位置を象徴しているように思われる。兆民の目からすれば、興隆しつつある自由民権運動の主流をなしたのは、「快ヲ一時ニ取ル可クシテ以テ遠大ノ益ヲ図らぬ」詭激ノ言、「矯妄ノ行」であった。これに対し、兆民は「遠大ノ益」を図るためには、「議論精密」「志操堅確」でなければならぬと主張する。彼は「議論精密」であることこそが「理」を明らか

にし、「志操堅確」であることこそが「理」を実現させると考えていた⁴。そして、ここに見られる「理」の重視、「議論精密」「志操堅確」の主張こそが、原理論の探求を欠く民権派の思想的弱点の指摘に他ならなかった。兆民は自由民権運動に深く関わりつつも、民権派の思想的弱点を批判し続ける。そして、自らは自由民権運動の思想的弱点であった政治社会の原理論を探求していく。藩閥政府の「有司専制」に対抗して自由民権運動が興隆するが、兆民はその中であつて自由民権運動の思想的弱点を見抜いていた数少ない人間であつた。兆民の選んだ道は、一方では自由民権運動もその課題とした「有司専制」への対抗であり、他方では民権派の主流への原理論の次元からする対抗の道であつた。

第二に、兆民と功利主義、快樂主義思想との関わりを見てみたい。明治維新は、政治制度の転換のみならず、人々の信条体系の崩壊をも意味した。西欧文明という異質な文化との文化接触による衝撃、「西欧の衝撃」により、人々は精神的支柱を失い、精神的空白の状態に陥つた。福沢諭吉は維新がいかに人々に精神的空白の状態を引き起こし、それが故に、いかに人々に精神的混乱をもたらしたのかを、『学問のすゝめ』第一五編で鮮やかに描写している。維新は「未だ新の信ずべきものを探り得ずして

早く既に旧物を放却し、一身あたかも空虚なるが如くにして安心立命の地位を失い、これがために遂には発狂する者^⑤を生み出した。この精神的空白の状態の中、怒濤のように流入してきたのが功利主義、快樂主義思想であつた。従来^⑥の朱子学では「天理」と「人欲」とを対立的にとらえ、「天理」に「復」えるために「人欲」の除去が唱えられていた^⑦が、維新はその朱子学から人々を解放した。そして、功利主義、快樂主義思想は、日本では諸個人の欲望を無制限に肯定し、正当化する思想として人々に受容された^⑧。すなわち、維新は「人欲」の否定から、「人生れて欲なき能わず^⑨」という欲望の全面肯定への転換をもたらす契機となつたと言えよう。民衆の自己利益追求と快樂の正当化の思想として、功利主義、快樂主義思想がとらえられたのは明治啓蒙期に止まらない。明治啓蒙期に続く自由民権運動の思想家たちにも功利主義、快樂主義思想は共有されていた。例えば、自由民権運動の代表的な指導者の一人である植木枝盛は「貧民論」(明一八)の中で、「苦しきを去てて樂しきを取る」ことに人生の目的、幸福を見出し出している。このように、功利主義、快樂主義思想は明治啓蒙期、自由民権運動期の人々の思考様式に大きな影響力を及ぼした。

兆民の思想はこの当時、圧倒的な影響力を持つていた功利主

義、快樂主義思想との対決から出発する。兆民は儒教思想の根本原理である「義」「道」「徳義」(兆民の多用する語では「理義」)を人間本性の中の根底としてとらえていた。明治一〇年代前半の漢文論説、特に「論公利私利」(明一三)を中心に、兆民の「義」を觀を探つてみたい。兆民の前提にあるのは、自然界の秩序と、人倫や人間本性を貫く普遍法則の存在への確信である。「論公利私利」が端的に示すように、兆民は自然界の秩序と人倫をパラレルに論じる。そして、「義」は自然および人倫を通貫する原理としてとらえられている。同じことが「男女異權論」(明一一)でも窺われる。兆民は人間本性を自然の秩序と結びつけて論じている。ここからわかるように、兆民は自然と、人倫や人間本性を貫く原理の存在を前提としている。そして、「義」こそがこの万物を覆う普遍法則であり、いわば客観的な存在の秩序を基礎付けるものであつた。自然界では「天地庶物」が「皆已むを得ざるより発す」という、やめようと欲しても出来ない必然に動かされている。この必然に沿うことが「義」に適う。人間の行為においても、それは妥当する。「必ず已むを得ざるより発し一毫も中に期するなくして、然る後之を義と謂う」と。すなわち、万物を覆う普遍法則と結合した人間本性から導かれる抑えようとしても抑えられない行為、いわば内的必然から導かれる行為

が「義」である。言葉を換えれば、人間本性は「義」という普遍法則、客観的な存在の秩序と結び付けられたものである。その意味で、「義」は人間本性を基礎付けるものと言えよう。それ故、「義」を重んじた兆民は功利主義、快樂主義思想の前提にある欲望の充足という発想自体を問題にする。「夫れ欲は充すべからず利は縦にすべからず」というように、利欲の充足はそもそも達成不可能なことであった。あえて、「充すべからざるの欲」と「縦にすべからざるの利」とを交錯させるならば、それはかえって「天下の乱」の本であった。そして、兆民の目に映った「公利の説」、功利主義思想とは、この充足不可能な「利」の追求を、「公利」として正当化した思想であり、公私の別を「利」の影響範囲の大小とみた思想であった。

兆民の批判はそれだけに止まらない。兆民が功利主義思想を批判した最大の理由は、それが前提する人間本性のとらえ方についてだった。功利主義思想の前提にあるのは、「人生れて欲なき能わず」とか、「人ノ本性専ラコレニ利スルコト是レ求ム」(『理学沿革史』明一九)という考えであった。すなわち、欲望は人間の本性であり、自己利益の追求は人間の本性から肯定されるという発想である。あらゆる行為はすべて人間本性の立場から肯定される。しかも、功利主義思想のいう人間本性は普遍法則

との結びつきを欠いている。そのため、ある行為の評価は人間本性の根底にある普遍法則に照らし合わせて定まるのではなく、その行為の効果によつてのみ判断される。それ故、功利主義思想においては、人間の存在を基礎付ける普遍法則への問いは弱い。すなわち、「義」に重きをおく兆民にとり、「利」を正当化する功利主義思想は人間の存在の意義を軽んずる思想であった。兆民はこの「論公利私利」で、功利主義思想による「利」の正当化に対し、「義」を対抗させる。「利は義より生ず」「夫れ利卑しくも義より生ずれば、その一身に止まるも亦た公」と、問題なのは「利」それ自体でも、「利」の影響範囲の大小でもなく、「義」の裏付けの有無であった。そして、「義」の裏付けがなければ、「利」から「義」を、「私」から「公」を生み出すことは不可能とされた。

「快樂」を目的とする快樂主義に対しても、兆民は「道義」との合致性から批判を加える。道義ヲ顧ミズシテ唯快樂是レ求ムルトキハ其ノ弊害是ニ至ル。道義」と切り離された快樂は弊害を生むばかりであった。快樂は目的ではなく、「道義」との合致の産物であるとされた。つまり、功利主義、快樂主義に対し、兆民は儒教思想を楯に批判を加える。

同じことは「原政」にも見られる。兆民は「工芸」に政治の基

礎をおく「西土の術」、すなわちヨーロッパの技術至上主義に対して、「徳義」に政治の基礎をおく「三代の法」を対置し、後者の優位を語る。それ故、文明開化政策の進展に伴うヨーロッパの技術、「西土の術」の氾濫も、兆民には「徳の実」の衰退、人間の本性を害なうものとして意識される。兆民は明治一六年に、

ルソーの『学問芸術論』の翻訳『非開化論』上節を出版するが、ルソーが『学問芸術論』で問題にした学問や科学技術の発展がもたらした徳の墮落は、兆民にとって「文明開化」の進む当時の日本が抱える切実な問題として意識された。¹⁶このように、兆民は功利主義、快樂主義思想、ヨーロッパの技術至上主義が人々の精神に及ぼす弊害を、「義」「道」「徳義」等といった、いずれも儒教の根本原理を拠り所にして批判を加えるのであった。

だが、「利」と「義」との対抗、「徳義」を重視する思想は儒教思想にのみ特有のものではなかった。兆民はヨーロッパ思想をアリストットル（アリストテレス）より始まる「利益ノ説」と、プラトンより始まる「正義」を根拠とする「正義ノ説」との対抗の歴史としてとらえていた。¹⁷それ故、兆民は「策論」（明八前後）で見られたように、東西世界における「道」の共通性を認識し、「道」の普遍性を自覚する。¹⁸兆民は「正義ノ説」に共感するが、中でも、この「正義ノ説」の流れをくみ、ヨーロッパの技術発展

の弊害を徳のレベルから問題にするルソーの姿は、「政治に見るある者」として、兆民に深い共感を与えた。では、政治において「徳」を重視した兆民は、いかなる政治社会が望ましいものか、理解したのだろうか。

②「レスピュブリカー」の政治社会

ルソーに深い共感を覚えた兆民は、そのルソーの『社会契約論』（兆民は明治七年に「民約論」、明治一五年に「民約訳解」として第二編第六章までを訳出）から、あるべき政治社会のモデルを学ぶ。²⁰当時の日本の現状をふまえた上で、政治社会の主体的な構成員によって成立するあるべき政治社会を、兆民は「レスピュブリカー」と表象した。²¹『民約訳解』第二編第六章で、ルソーは一般意志の行為たる法によって統治される国を「republique」と呼んだが、当時、「共和政治」と訳された「republique」を兆民はその「実」、精神から探求する。兆民は「republique」を「君民共治之説」（明一四）で、次のように説明する。

「共和政治ノ字面タルヤ羅甸語ノ「レスピュブリカー」ヲ訳セリ、「レス」ハ物ナリ「ピュブリカ」ハ公衆ナリ故ニ「レスピュブリカー」ハ即チ公衆ノ物ナリ公有物ノ義ナリ」「苟モ政權ヲ以テ全国人民ノ公有物ト為シ一二有司ニ私セザルトキハ皆「レスピュ

ブリカー」ナリ皆ナ共和政治ナリ君主ノ有無ハ其間ハザル所ナリ²³

「政権」を全国人民の「公有物」になすとは、「一ニ有司」という少数の政治的支配者により「政権」を独占、「私」するのではなく、国民が「政権」を共有する人民主権を意味する。その前提には、政治社会は「国人相聚リテ始テ形ヲ成シタルモノ」という、「相聚リテ」を「約」ととらえる主体的な個人の合意による政治社会の形成という考えがあった。兆民はこの政治社会設立の合意形成を「約」、社会契約と呼んでいる。

「レスピュブリカー」の政治社会像とはいかなるものか具体的に見てみたい。まず、「レスピュブリカー」における政治の担い手であるが、ルソーが『社会契約論』第一編第六章で、主権に参与する社会の構成員を公民 Citizens と呼んだところに、兆民は訳語として「士」を用いた。儒教思想には治者を意味する「士」と、被治者を意味する「民」という人間の二元論が存在する。そして、政治を行なうのは「士」の任務とされており、「士」には「民」より重い責任が課せられている。たとえば、『孟子』梁恵王編上にある「恒の産なきも恒の心あるは、惟だ士のみ能くなす。民のごときは、恒の産なければ困りて恒の心もなし」が端的に示すように、「士」の役割は重い。兆民が政治社会の構成員をた

だ「士」と呼んだのは、儒教思想にある「士」と「民」という二元論をとらず、あらゆる人々に「士」たることを、そして、「士」たる責任を果たすことを期待したことを示している。

次に、政治社会とその構成員との関係であるが、『民約訳解』で指摘されるように、「レスピュブリカー」は「民自ら治を為すの義」と、「民」が自ら政治に参加し、政権を司る「自治の政」「自治の国」である。そして、この「自治」が「レスピュブリカー」を支える精神であった。そして「レスピュブリカー」では、「国民」が「政府」に対して「偏ニ恭従ヲ約スル而已」といった受動的な態度をとるのではなく、「己レノ意ヲ行ハ令ムルノ事」と、国民が積極的に政府にアプローチする、それが「真国民ノ性」とされた。

さらに、兆民においては政治は人間本性にかかわる問題としてとらえられている。兆民が政治の目的を「人タルノ権理ヲ伸張スルコト」と指摘し、人間が人間たりうる「権理」の伸張と結びつけてとらえていることはそれを裏付けよう。兆民にとって、政治とは「治安」といった社会秩序の維持・安定を目的としたものではなく、「人タルノ道ヲ弘メン」と、人間本性の実現を目的とするものであった。

さて、国民が政府に対して「己レノ意ヲ行ハ令ムルノ事」が「真

国民ノ性」といっても、それは国民が各自の自己利益の観点から政治を行なうということの意味するものではない。兆民は「レスピュブリーカー」における構成員相互が目指すべき政治の目的を「民約論」(明七)で、次のように語っている。「政府ノ宜ク主ト為ス可キハ偏ニ此ノ公共ノ利ニ在リ」と²⁰。つまり、兆民は社会契約により成立した政府の政治の目的を、個別利害に左右されない公共利益の実現と考えていた。同じことは「為政者其レ鑑ミル所アレ」(明一五)でもみられる。「私慾ノ念ヲ絶チテ常ニ意ヲ公共ノ利益ニ留ムルコト」と、「公共ノ利益」の実現は為政者の要務であつた。²¹すなわち、人民主権であること、「民」が積極的に「政権」を担い、政治に参加する「自治の国」であること、人間本性の実現の場であること、そして、公共の利益の実現を目的とすること、それが「レスピュブリーカー」の「実」であつた。

③兆民の公私観念

先に述べたように、文明開化政策の下で猛威をふるっていたのは、個々人の利益追求行為こそが全体の、公共の利益となると解された功利主義思想であつた。兆民は功利主義思想を「義」という人間の内的必然性にかかわるものではなく、行為の効果のみに注目する思想ととらえた。そして、兆民が功利主義思想

にもつとも反発した点は、まさに功利主義思想が人間の理義に関わる内的必然性を顧みない点にあつた。「論公利私利」では、「義」と結びついた「公」と、「利」と結びついた「私」とを厳密に区別しており、「利」からは「義」を、ひいては「私」から「公」は導けないとされてきた。様々な個別利害を擁する構成員によって構成される政治社会で、兆民は「公共ノ利益」がいかにして導かれると考へたのであろうか。その答えは、『社会契約論』と『民約訳解』との間に見られる、一般意志と特殊意志との関係の理解についてのルソーと兆民との解釈のズレ、相違の中に見られる。

『社会契約論』で、ルソーは「共通の利益」を目的とする「一般意志」と、「私的利益」を目的とする「特殊意志」の合計たる「全体意志」とは明瞭に区別している。だが、『社会契約論』第二編第三章で、ルソーは「これらの特殊意志から過不足の分を相殺させて引きさると、差の合計として一般意志が残ることになる」²²と語る。この部分と第二編第一章の「異なる利害の中にある共通なものこそ、社会のきずなを形成する」とから判断すれば、特殊意志と一般意志の間には両者を結びつけるものがあるようにも思われる。実際、第二編第三章の特殊意志と一般意志との関係についてのルソーの説明は曖昧である。

兆民も『民約訳解』で、「衆志と衆人の志とは、大いに相異なるもの有り」と語り、一般意志である「衆志」と、特殊意志の総計たる全体意志である「衆人の志」との相違を言う。だが、ルソーが曖昧にしか説明しなかった両者の関係を兆民は次のように語っている。

「衆志なるものは常に公に趨り、而して衆人の志なるものは常に私に趨る。然りと雖も、所謂る衆志なるものは、必ず衆人の志の中に於いて之を得。何を以て之を言うや。蓋し衆人は皆な其の私を挟んで以て義に臨む。云うところの衆人の志なり。而して此の中、必ず両端の在る有り。最も急なるものと最も緩なるもの、最も激なるものと最も和なるもの謂なり。此の二者は勢かならず相い容れず、二者あい容れざれば、則ち中なるもの必ず將にその間にでんとす。是れ乃ち衆志の存するところなり。吾れ故に曰く「衆志なるものは、必ず衆人の志の中に於いて之を得」と³²（下線部は兆民の加筆部分）。

すなわち、二つの加筆部分が端的に示すように、兆民は「衆志」（兆民は一般意志を「衆志」「公志」と訳している）は特殊意志の総計である「衆人の志」（全体意志）の中より得られると、両者を結びつけて理解している。「公」たる「衆志」は、「私」たる「衆人の志」を基礎にして導かれる。

同じことが他でも指摘できる。「公志の常に正を得る所以のものは何ぞや。他なし、人びと衆の爲めに利を図るの中に於いて、亦た自から利するところ有らんとするが故なり。是れ知る、権と云い義と云い、均と云い平と云うは、皆な己を利せんことを図るの中より生じ」と³³。ここでも兆民は「公志」「義」の基礎に、「自ら利する」「己を利せん」という私的利益の追求があると理解している。

ルソーと兆民とのズレ、相違はこれだけに止まらない。さらに、兆民の『社会契約論』理解で注目すべきことは、社会契約によつて成立する「一個の人為的集合体 un corps moral et collectif」の理解、ひいては、一般意志の理解をめぐるルソーとの相違である。まず、前者であるが、ルソーによれば「各構成員は自分の持ついっさいの権利とともに、自分を共同体全体に対して完全に譲渡」する社会契約の結果、「我々各々は、その身体とその力のすべてを共同にして、一般意志の最高指揮の下に委ねる。さらに、我々は、政治体を形成するものとして、各構成員を全体の不可欠の部分として受け入れる」³⁴。これにより、各契約当事者の「個別的人格」に代わつて、「一個の人為的集合体」が作り出される。「この集合体は、これを設立する集会の投票数と同数の構成分子によつて作られ、また、それはまさしくこの

同じ行為からその統一とその共同の自我 (moi commun)、その生命、その意志を受け取る」。一般意志とは、この「すべての人格の結合」によつて作られた「公共的人格 *persone publique*」の意志に他ならない。この社会契約による各契約当事者の「個別的人格」から「一個の人為的集合体」への転換の部分を兆民は訳出してはいない。兆民が訳出しているのは、社会契約の要点は各人の「身」と「力」とを「衆用」に捧げることであり、それは「衆意の同じく然るところ」と、一般意志の指導に委ねられるという部分までである。それ故、社会契約によつて導かれる「共同の自我」「公共的人格」といったものは兆民の訳から脱落しており、ルソーの『社会契約論』が持つ擬制を兆民はとらえていないように思われる。

兆民とルソーとの相違は、一般意志の理解でさらに明らかになる。ルソーによれば、先に述べた一般意志はすべての人格の結合によつて作られた「公共的人格」の意志である。だが、兆民は一般意志を「衆人の同じく然りとするところ」と述べた上で、次のように語る。

「衆あひ会して事条を討議するに、皆な予め事務の需むるところを知り、而して初より私に相い約するところなければ、則ち其の議を發する、必ず各おの己が志を尽す。各おの己が志を尽

くせば、則ち其の見るところ、必ず小異同なきこと能わず。而してこの小異同中、必ず協賛を得ること最も多きもの有りて、以て公志の存するところを知るに足る。此の如くなれば、議は常に中正を得て、失錯あること無し、是を之れ議事の正法と謂うなり」と（下線部は兆民の加筆部分）。

つまり、ルソーの言う「公共的人格」をとらえきれなかった兆民は、「小異同中、必ず協賛を得ること最も多きもの」、つまり異なる議論の中から生まれた最も「協賛」の多い議論に「公志」の存在をみている。兆民によれば、「公志」とは「衆異同の相い合するもの」と、異なる議論のせめぎ合いの中から生まれてくる一致であった。先に兆民が一般意志と特殊意志との関係について、両者の相違を指摘しつつも、一般意志は特殊意志の総計たる全体意志の中から導かれると、両者の関係を結びつけてとらえていることを指摘した。同じ構造が、兆民の一般意志の理解においても当てはまる。すなわち、各々個人の自己主張の結果生まれる、それ故、私利とも結びついている多様な議論、「衆異同」を「相い合する」ことによつて共通の意志を形成する、それが一般意志、「公志」なのである。「公志」はルソーの言う「公共的人格」の意志ではなく、多様な議論の中から生まれる一致の産物とされた。そして「衆異同」を「相い合する」手段として、

つまり「公志」を導く手段として、兆民が考えていたのが「討議」、討論であった。「討議」を経ることによって、「衆異同の相い合する」、そこに「公志」が見出される。ここにおいて、「討議」は「衆異同」を一致へと導く媒介として位置付けられた。そして、この「討議」による「公志」の導出過程を、兆民は「議事の正法」と加筆したのであった。兆民の構想した政治社会、「レスピュブリカー」とは、こうした多様な議論のせめぎ合いを、「討議」によつて共通の意志形成へと導く社会だったのである。^①

これらの例から示されるように、「民約訳解」では、「私」を基礎にした「公」の発現という立場に立っている。それは「論公私利私利」での公私観念からの思想的転換と言えよう。兆民の思想的転換がいつ起きたかについては不明の点が多い。だが、少なくとも「論公私利私利」と『民約訳解』との間には、公私観念についての思想的変化が存在する。そして、後述するが、『民約訳解』で見られる公私観念の発展こそが、明治二〇年代に兆民が説く政治と経済との両立を理解する鍵となるのである。

そして、兆民が何故ミルの『自由論』第二章に注目したのかを解く鍵は、兆民のこのような一般意志理解にこそ隠されていると思われる。兆民はミルの『自由論』第一章で、「真理」がいかにして導かれるかに注目する。^②

「スチュアートミル云へり真理ハ衆説相抵激スル間ヨリ発スト又云へリ諸説大抵皆一片ノ真理ヲ包含ス故ニ必ず相討論琢磨スルニ非ザレバ以テ完全ノ真理ヲ求ム可ラズ」と。^③

「弥兒氏曰ク真理ヲ求ムル者ハ猶ホ燈ヲ鑽リテ火ヲ得ルガ如シ両論相抵シテ然ル後真理其間ニ発ス」と。^④

「真理」とは諸説が多元的に存在し、その間の討論の中から生れてくる。そして、「真理」を求めて、「相討論琢磨」「両論相抵」すれば、必ず「議論道ニ合」する。^⑤異なる意見を持つ人々でも、他者の意見に「真理」を見出せば、人々は「幡然志ヲ改メテ之ニ従フ」^⑥ようになり、合意が形成されるというのが兆民の確信だった。ミルの言う「真理」発見のプロセスは、まさに兆民の理解した一般意志の導出過程に他ならない。兆民にとり、ミルとは兆民が理解したルソーの一般意志を敷衍して述べた存在だったのではないだろうか。^⑦

④「自治」と「リベラテモラル」

「レスピュブリカー」の政治社会を支える精神、徳として必要とされたのは「自治」であった。では、「自治」を可能にするには、政治社会の個々の構成員はかくあるべきか。政治社会全体を支える徳と、政治社会の個々の構成員に必要とされる徳との

関係についてみてみたい。その際、兆民の自由観が焦点となる。兆民は自由を「リベルターモラル(心思ノ自由)」と「リベルターポリチック(行為ノ自由)」との二つに分類し、「リベルターモラル」を次のように説明する。

「リベルターモラル」とは、「我が精神心思ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケズ完全發達シテ余力無キヲ得ルヲ謂フ是レナリ古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一氣ハ即チ此物ナリ内ニ省ミテ疚シカラズ自ラ反シテ縮キモ亦此物ニシテ乃チ天地ニ俯仰シテ愧作スル無ク之ヲ外ニシテハ政府教門ノ箝制スル所トナラズ之内ニシテハ五慾六惡ノ妨碍スル所トナラズ活潑転々トシテ凡ソ其馳騫スルヲ得ル所ハ之ニ馳騫シ愈々進ミテ少シモ撓マザル者也故ニ心思ノ自由ハ我が本有ノ根基ナルヲ以テ第二目行為ノ自由ヨリ始メ其他百般自由ノ類ハ皆此ヨリ出デ凡ソ人生ノ行為、福祉、学芸皆此ヨリ出ツ蓋シ吾人ノ最モ当サニ心ヲ留メテ涵養ス可キ所此物ヨリ尚ナルハ莫シ」と。⁽⁴⁸⁾

兆民によれば「リベルターモラル」は「我が本有ノ根基」であり、「リベルターポリチック」を始め、「百般自由ノ類」の基と位置付けられていた。この「リベルターモラル」はその特徴を二つにまとめられる。第一は「外ニシテハ政府教門ノ箝制スル所トナラズ」とあるように、外的制約がないことである。第二は「内

ニシテハ五慾六惡ノ妨碍スル所トナラズ」とあるように、自らの「五慾六惡」⁽⁴⁹⁾という内的欲望からも自由であること、自己支配の貫徹を意味する。つまり、外的にも内的にも束縛を受けずに自由であること、独立した精神、「本心の主宰」⁽⁵⁰⁾が「リベルターモラル」と言ってもよいであろう。先に、「自治」が「レスピュブリカー」を支える精神であると述べられるように、「自治」たらしめるには、「自から択びて自から之を取る」⁽⁵¹⁾という、独立した精神の主体であることが、政治の担い手たる個々の「士」に必要とされる。すなわち、政治社会における「自治」の達成と、政治社会の各構成員における「リベルターモラル」という精神の自己支配の貫徹とは兆民において不可分のものとされていたのである。⁽⁵²⁾

第二章 明治二〇年代の兆民

一 政治と経済の位置付け

この章では、明治二十年十二月の保安条例発令によって、大阪へ転居した明治二十年から兆民が北海道へ行く明治二十四年までの政治思想を分析の対象とする。そして兆民の政治と経済の位置付けを通して、「レスピュブリカー」の政治社会の具体像に迫りたい。ここでは兆民の政治と経済の位置付けを明らかに

するために、兆民と対照的な位置付けをした徳富蘇峰を比較の視座としたい。

大阪への転居は兆民が経済への関心を深める転機となった。兆民は『東雲新聞』紙上で、それまでの兆民にはみられなかった経済論を展開するようになる。しかも、兆民の経済論は農業論、工業論、生産、交通・運輸等多岐にわたっており、兆民の経済に対する並ならぬ関心がうかがえる。経済の理論的書物も兆民は読破している。「余や迂儒なりアダムスミツス、ミル、チュルギー、バチストセー等の経済書を読み所謂需要、供給、分配とかお定まりの理論は少し許り承知し居れり」と語る言葉には、経済理論についての兆民の秘めたる自信の程がうかがわれる。兆民が明治二十年代に入り、経済への関心を増した思想的背景については不明の点が多い。ただ、大阪への転居により、井上甚太郎のような生産活動に直接携わる人々との交流が生れたこと、各地への旅行により生産活動の現場を直接目にする機会に恵まれたことなどはその要因としてあげられよう。そして、兆民が経済への関心を深めたこの時期は、国内の経済活動が着実な発展をしている時期でもあった。まず、明治二十年代初頭の当時の経済状況と、それが政治の世界に与えた影響について簡単に概観する。その上で、その状況下で兆民と徳富蘇峰がいかに

政治と経済の関係を考えていたのかをみてみたい。

明治十四年の松方正義によるデフレ政策以降、明治十八年末まで日本経済は停滞する。『金融六十年史』によれば、「商況沈衰、企業減退、金融閑散、財界の不景気」というどん底の状況であり、特に明治十七年に悪化のピークを迎える。この松方デフレは中下層農民の没落と寄生地主化という農民の二極分化を引き起こすが、企業経営の立場からすると、この不況は逆に企業の経営基盤の強化をもたらすことになった。そして、デフレ政策の結果の産物としての物価安定と、国際的な銀価下落に伴う貿易面での大幅な商品出超による正貨流入により、明治十九年頃から景気は回復傾向を示し始める。明治十九年一月一日に銀兌換制度が確立し、通貨の価格が安定したこともあいまち、明治十九年から会社新設熱、いわゆる企業熱が勃興する。当時の企業熱は鉄道が中心であったが、ついで紡績業、鉱山業へと拡がり、終には産業界全体に広がる。そして各種の商工業会社が続々と設立されるようになった。この企業熱に加え、株券熱も起こり、「投機的泡沫会社」が乱立する。この急激な企業熱の勃興は、近代日本の最初の恐慌である明治二三年恐慌により一時停滞するが、日本経済全体から見ると、明治一九年以降日本経済は着実な発展をしていたと言える。

だが、こうした経済的好況、発展は政治の世界にある変化をもたらした。すなわち、地方利益が政治世界へ噴出するようになったのである。既に、地方利益欲求が中央政局にもたらす「規定的影響」については、明治十年代からその萌芽が顕われていた。明治十年代において、治水・道路問題で土木費国庫補助金の支出が大きな焦点であったことが指摘されている。明治二十年代に入ると、地方利益欲求は地租軽減・地価修正と鉄道敷設の欲求として顕在化する。こうした地方利益欲求は折からの産業発展と不可分の関係にあった。地租軽減・地価修正問題は、全国の地価の算定にもとと不平等が存在していたことに端を発していた。高地価地域は地租軽減までを求めないでも、地価修正によって実質的な減税が可能と考えていた。これに対し、低地価地域は地租率の低減なしには減税とはならなかった。高地価地域と低地価地域との間で、地価修正か地租軽減かの対立が存在していた。折からの産業発展による交通網の発展は、高地価地域に低地価地域からの農産物の流入を招いた。そのため、高地価地域と低地価地域との地域対立はさらに激化し、各地の地方利益欲求はますます増加した。鉄道敷設要求も地域産業の発展には交通網の整備が不可欠であったことから生じた。そして、これらの地方からする中央政界への地方利益の噴出は、

産業の発展とともに拡大したのである。

こうした地方からする中央政界への地方利益の噴出に対し、呼応する動きが政治家の側にもみられた。政治家が積極的に地方利益の反映を図るようになった。鳥海靖氏によれば、地方政社と中央政党との間には、「代議士をパイプ」とした「特殊地方的利害の解決を求めると云う形での結びつき」がなかった。そのため、先の地租軽減・地価修正問題は自由党内で深刻な地方的利害の対立を引き起こすことにもなった。

このように、明治二〇年代に入り、経済活動は発展を続けるが、それは同時に、地方からする中央政界への地方利益欲求の噴出を拡大させることになった。しかも、地方からの地方利益欲求を支える動きが、政治家の側にも見られるようになった。明治二〇年代は地方からの地方利益欲求と、政治家の側からする地方利益反映の動きが顕著になっていった時期なのである。

では、こうした状況下において、兆民は政治と経済をいかに考えたのであろうか。兆民における政治と経済の位置付けを、兆民と活躍時期を同じくする思想家であり、生産力の向上という当時の社会状況を背景に自らの思想を展開していった、徳富蘇峰（一八六三—一九五七）の初期の政治思想を比較の視座として検討したい。ここで蘇峰の初期の政治思想を比較の視座とし

て取り上げるのは、単に蘇峰が兆民と活躍時期を同じくする思想家だからだけではない。兆民と蘇峰の間には親しい交流関係にありつつも、思想的対抗関係があり、兆民の政治思想を見る上で蘇峰は欠くことのない人物だからである。二人の交流関係を見てみると、蘇峰が主宰する『国民之友』『国民新聞』への兆民の寄稿は八回にも及ぶ。兆民から蘇峰に出した書簡も四通に及び、蘇峰はしばしば兆民の窮乏を救済している。『蘇峰自伝』においても、蘇峰は「爾來中江氏の死に抵る迄、親友と云ふ能はずんば、尠くともそれに幾き者の一人であった」と記している¹⁰。政治的行動においても、明治二三年の民党合同の試みでは、二人は行動を共にしている。これらの例から示されるように、二人は親しい交流関係にあると言えよう¹¹。

にもかかわらず、二人の間には思想的対抗関係が存在した。それは兆民の作品の中に読み取ることが出来る。明治一九年に蘇峰は『将来之日本』を公刊するが、翌明治二〇年に兆民が出版した『三酔人経綸問答』には、蘇峰への批判が読み取れる。より明示的なのは、『東雲新聞』紙上で兆民の蘇峰批判である。ここでは蘇峰を「有名無形の進化神に一任して己は唯静恬なる傍観者の地に立つ」と評し、『将来之日本』に見られる蘇峰の「世界の大勢」によりかかる議論に、兆民は痛烈な批判を加える¹²。

このように、兆民と蘇峰の間には親密な交流関係がありつつも、思想的対抗関係が存在する。そして、本章で検討する政治と経済の位置付けにおいても、両者の間には思想的対抗関係がうかがわれる。本章がここで蘇峰を兆民の比較の視座としたのは上記の理由による。加えて、明治二〇年代を代表する思想家である兆民と蘇峰を比較することは、明治二〇年代の思想状況を明らかにする手がかりともなろう。では、まず蘇峰の初期の政治思想を検討し、蘇峰が政治と経済をいかに位置付けたのかについて検討したい。

① 徳富蘇峰の初期の政治思想

徳富蘇峰は明治維新の前に思想形成を終え、維新の変革を担った「天保ノ老人」に対し、維新後に思想形成期を迎えた「明治ノ青年」の主導を訴えて世に出た。彼が明治二〇年二月に創刊した『国民之友』は爆発的な売れ行きを示し、彼は一躍脚光を浴びた。彼は「維新第一ノ改革」が目的とした新日本の建設の完遂は未完成であるとし、「智識世界第二革命」¹³を唱える。彼が批判の対象としたのは二つある。第一は、士族民権に見られた人々の日常生活と切り離された政権偏重と、その結果としてたらされる「政権を以て商工社会を併合する」という、政治世界に

よる「生産世界」の圧迫、「併合」に対する批判である。第二は、政府によって主導された上からの文明開化、貴族的欧化主義に対する批判である。こうした士族の政権偏重、上からの文明開化に対し、蘇峰は「茅屋ノ中ニ住スル」国民の立場からのヨーロッパ文明の受容を唱え、「平民主義」の思想を展開する。

まず、蘇峰が社会をどうとらえたかを検討した上で、政治と経済との関係、政治世界での合意の形成について検討したい。

『将来之日本』で、蘇峰はスペンサーの社会進化論に依拠し、「武備機関」から「生産機関」へ、「腕力世界」から「平和世界」へ、「貴族社会」から「平民社会」へと、社会が発展することが「世界ノ大勢」ととらえていた¹⁸。そして、この社会の発展の原動力を、蘇峰はアダム・スミスやマンチェスター派の経済観、すなわち「自由貿易主義」と位置付ける。折からの生産力向上という状況で、蘇峰はスペンサーの言う「生産機関」の進展を見、その理論の正しさを確信する。「生産機関」「平和世界」「平民社会」への移行を、蘇峰は歴史的必然ととらえた。

では、「自由貿易」の行なわれる社会はいかなるところであろうか。「自由貿易、及基督教」（明一六執筆）を見ると、蘇峰は「自由貿易」の「経済ノ世界」は「利ノ世界」であり、「自愛主義」に基づくと語る。各人は「自愛」から自己利益の追求にいそむ。

だが、取引に相手が必要とする経済世界はまた、「他人ト共同ノ世界」でもある。そのため、「己レヲ愛センカ為ニ併セテ他ヲ愛セサル可ラサル必要」が生じる。即ち、「経済世界」で「自愛」を重視することは、それが故に「他愛」を必要とする。そして、この「他愛」という点で、「自由貿易」の行われる「経済世界」の「自愛」は、「基督教ノ世界」の「他愛」と一致すると蘇峰はとらえた²⁰。しかも、「同情ノ感ハ他愛ノ根底也」と、「他愛」を可能とするのは「同情」と蘇峰はとらえていた。「同情」とは「己レヲ推シテ此ヲ人ニ及スノ謂ニシテ即チ忠恕ノ道」という、他者への慈しみに他ならなかった²¹。即ち、「自由貿易」における「自愛」は「他愛」を導き、それは他人を思いやる「同情」によって支えられている。ここでは、紛争（コンフリクト）の存在は考えられない。蘇峰の描く経済社会のイメージとは、「自愛」、「利己心」の追求が予定調和する経済社会と言えよう。

加えて、蘇峰は社会を「富ヲ得ン」という共同の目的のために構成され、人々は自らの職分に応じて分業、協業するという、「合本会社」のモデルで語っている²²。つまり、蘇峰の前提には無原則に自己利益を追求するのではなく、自己利益追求にあたっては、公正な手段を選択し、かつ、自己の利益を共同体全体の利益と結びつけていく、啓蒙された自己利益(enlightened self-

「Ideal」に基づく人間観が存在していた。「愛国心をして利己心と一致せしめ」というのが蘇峰の立場であった。²³そして、現実の社会・政治状況の中で蘇峰が期待した政治の担い手とは、折からの生産力発展の中で士族に代わって、急速に台頭しつつあり、自らもその出身であった「田舎紳士」²⁴に他ならなかった。

次に、こうした経済社会のイメージを抱いた蘇峰が、政治と経済の関係をいかにとらえ、政治をいかにとらえたのかを検討したい。前述したように、蘇峰は士族民権に見られた政権偏重がもたらす「生産世界」の圧迫を批判していた。それ故、蘇峰はまず「生産世界」を「政治世界」の「牽制」から「超脱」させること²⁵と、「生産世界をして、政治世界の外に獨立せしむる」ことを求める。そのうえで、蘇峰は「生産上ニ於テ得タル所ノ者ヲハ政治上ニ擴クル」と、「生産世界」の論理を「政治世界」に適用し、「政治世界」の変革を求める。この蘇峰の「生産世界」に立った「政治世界」のとらえ方は、人々と政治との関わりでは「専門政治家」²⁶の批判を意味していた。蘇峰は「人民」の生活と切れている「専門政治家」を批判し、「経営起業の民」であり、「半士半商」の性質を持った「中等民族」たる「田舎紳士」が、自ら「兼業政治家」として政治に関わることを期待する。

では、「兼業政治家」による政治を主張した蘇峰の目に、政治

はいかなるものとして映ったのであろうか。「生産世界」の論理を「政治世界」に適用することを求めた蘇峰は、政治を以下のようにとらえていた。蘇峰によれば、「政治は即ち我か一身一家の利害に切要なるもの」²⁷であった。政治を「一身一家の利害」と結びつけた上で、蘇峰はさらに言う。

「吾人は速かに我か農工商の人民をして政治世界に其戸籍を移さしめ、其政治に注目するは米商が米相場に注目するが如く、銀行家が金融に注目するが如く、海外貿易家が為替相場に注目するが如く、農夫が天気に注目するが如く、斯くの如く注目し、其注目する所よりして、自家頭上の利害は恐るゝ所なく、憚る所なく遠慮会釈なく之を論弁するの日至らんとを願ふ」と。²⁸

つまり、蘇峰は農工商という「生産世界」に従事する人々が「米商が米相場に注目するが如く、銀行家が金融に注目するが如く」、各々の自己利益を「遠慮会釈」なく、政治の世界に持ち込むことを求めた。蘇峰にとつて、政治とは各々の「自家の利益」²⁹実現の場であった。そして、政治は「現金取引の運動」³⁰でもあった。このように、蘇峰の政治観の根底には、「一国の政権を得んと欲する者は先づ私権を得ると肝要なる」という言葉が端的に示すように、「自家の利益」、「私権」という個別利害が基礎付けられていた。³¹

経済世界の論理で政治の世界を基礎付け、政治を自己利益実現の場ととらえた蘇峰は、いかにして政治世界における合意の形成や「公益」の形成が可能ととらえていたのだろうか。私的利益の噴出がいかに政治世界での合意を生み、共同体全体の利益、「公益」を形成するかについて、残念ながら、蘇峰は踏み込んで議論していない。前述したように、経済世界では、自由貿易における「自愛」が「他愛」を導き、社会全体の「調和」をもたらすとされてきた。だが、経済世界での予定「調和」がいかに政治世界の「調和」をもたらすかについて、蘇峰は掘り下げた議論を展開していない。私的利益の追求という経済活動に基づく秩序形成がそのまま政治世界にもあてはまり、政治世界の秩序をも生み出すと蘇峰は考えていたように思われる。「自愛」、自己利益を基礎とする政治世界の秩序形成について、蘇峰は楽観的だった。そして、この点が後述する兆民と際立った対照を示すのである。

②中江兆民の場合

兆民が明治二〇年代に入り、経済に深い関心を寄せるようになったことは既に述べた。ここでは兆民の経済論を概観した上で、兆民が政治と経済をいかに位置付けたのかを見てみたい。

兆民の経済論の基底にあるのは、「実業家」層、中産階級を原動力とする下からの国内生産力の発展である。晩年の『一年有半』³⁷で、兆民は「国家百年の計」は「生産力を増殖することにあると端的に述べているが、兆民の国内生産力の発展の必要性についての指摘は随所に垣間見られる。たとえば、糖業について、讃岐の糖業が外糖のために衰退した原因を実地の見聞をもとに探る。そして、「第十九世紀経済の世界」においては、「学術と資本の結婚」が不可欠とし、「工業的大仕掛の業」の導入を唱え、経営の近代化を主張する。農業論では、「本土の老農」と「泰西的農字士」との「交結」によつて、「実験と学術との婚媾」を図り、その土地にあつた作物の生産をはかる「農畝的分業の理」を推奨する³⁸。そして、交通・運輸では、兆民は鉄道の貨物輸送に深い関心を寄せ、国内市場の発展を問題にする³⁹。これらの主張の根底に国内生産力の向上、発展を重視する考えがあるのは明白であろう。そして、その国内生産力の向上、発展の担い手として兆民が考えていたのは、政府の有力者との結びつきを背景に、経済的成長を遂げる政商のような「虚業家」ではなく、「自身一箇の腕前のみ」にて成長する農工商の「実業家」層、中産階級であつた⁴⁰。そのため、兆民はこの時期、蘇峰と同じようにこの「実業家」層を原動力に考え、下からの国民経済の発展を主張

する。また、兆民は「政府の性質たる原来純然なる営利の業を行ふ可き者に非ざるなり」と述べ、官有物の民間への私下に積極的である。このように、兆民は政府主導の上からの経済成長ではなく、「実業家」層という民間資本の育成による下からの国内生産力の向上、発展を強調する。

それ故、折からの経済状況の好転で、企業が次々と勃興し、生産力が向上することは兆民にとり望ましいことだった。だが、生産力の向上は「黄白阿堵物」＝金銭による人心の支配をもたらした。生産力の向上は「天下一般の人心挙げて皆唯利益是れ恋ふ」という状況を引き起こしたのである。しかも、先に述べたように、生産力の向上は政治の世界に「利」の侵入をもたらした。地方からは政治世界への地方利益欲求が増大し、政治家の側も地方利益に基づいて行動するようになった。「理義」、「公益」実現が政治の目的と考えていた兆民にとり、政治の世界への「利」の侵入はまさに政治世界存続の危機を意味した。蘇峰が「自愛」、「利己心」を基礎とする経済活動が政治世界の秩序までをも生み出すと楽観的だったのに比べ、兆民は経済活動の進展が政治世界の目的たる「理義」、「公益」を損なう危険があることを鋭く見抜いていた。それ故、生産力向上の必要性と、それが結果としてもたらす政治世界への「利」の侵入という相剋に兆民は苦しむ

ことになる。しかも、この時期、蘇峰と同じく、兆民は実業家の政治参加を広く呼びかけ、「実業家兼政治家」を唱えていただけに、政治と経済をめぐる相剋はさらにつのつた。だが、この相剋の中で、兆民は自らの思想を深化させ、政治とは何かを再確認していく。

すなわち、「黄金ヲ必要トセザル境界トハ何ゾヤ道德ノ境界ナリ政治ノ境界ナリ」と、兆民はあくまでも資本の支配する経済的領域と、そうでない政治的領域とを区別していた。そして、政治の世界は個別利益を越えた「公益」への献身、「公衆に利するの考慮」があつて初めて存続しうるものと兆民は考えていた。こうした兆民の政治観は代議士観にも見られる。代議士を選挙民の「代表」ととらえる論者が多い中、兆民は代議士を選挙民の「代理」ととらえる有限委任論を、「選挙人目ざまし」（明二三）で展開する。その上で代議士には地方利益といった特殊個別的利益ではなく、「全国の利益」への献身を、兆民は求めた。「議員の志に在ては広く全国の利益を図ることを目的と為す可し専ら自己選出の県に利益するを図る可らず」、「一地方に繋る事項にても、議員たるものは国家的思念を以て之を講ずべし、地方的思念を以て之を講ず可らず」といった主張は、兆民の政治観を裏付けよう。これらの代議士観からもうかがわれるように、

兆民にとり政治とは蘇峰の言うような個別利害の調整の場ではなく、「全国の利益」といつた公共利益の実現を目的とするものであった。明治一〇年代にあるべき政治社会とした「レスピュブリカー」の政治観を兆民は持ち続けていたのである。

政治の世界に対する経済の論理の侵入を拒絶し、政治の世界の目的を「全国の利益」、公共利益においた兆民であるが、そのことは政治至上主義を意味するわけではない。当時の青年層に見られた政治至上主義に対し、兆民は次のような批判を加える。

「夫れ所謂妄念即脳鏡の曇とは何ぞや将相の稼業を凡百稼業中の第一等尊貴なる物と見ることは是れ也政治の学問は凡百学問中の第一等高尚なる物と見ることは是れ也⁵⁰」と、政治は諸価値の内の一つであると、政治を相対化する目を兆民は持っていた。兆民は政治に固有の価値を見出しつつも、政治と経済をあくまで「車の両輪⁵¹」と考えていたのである。

実業家の政治参加を呼びかけつつも、兆民は政治の世界に対する経済の論理の侵入を拒絶する。経済世界で私的利益を追求する実業家が、政治の世界でいかに合意形成や公共利益を創出することが可能なであろうか。たしかに、『民約訳解』で兆民は「公」と「私」をつなぐ径路を見出していた。だが、地方利益欲求が増大し、利害分化の状況はますます激しさを増すことが

予測される中で、果たして合意や公共利益の創出が可能なのだろうか。結論を先取りするならば、こうした利害分化の状況下にあつても、兆民は政治世界での合意形成や公共利益の創出が可能と考えていた。次章では、兆民の考えた政治主体の分析から、利害分化の状況下にあつても、兆民が政治的合意、公共利益の創出を可能とした手段と条件について探ってみよう。

第三章 政治世界での合意形成を目指して

前章で見たように、明治二〇年代に入り、経済活動の進展に伴い利害分化の状況は激しさを増した。だが、こうした利害分化の状況下にあつても、兆民は政治世界での合意形成や公共利益の創出が可能と考えていた。兆民の考えた政治主体の分析から、兆民が政治的合意、公共利益の創出を可能とした手段と条件について考えてみたい。

地方利益欲求の拡大とそれに伴う利害の分化は、明治二三年に開会された第一議會でも顕著に見られた。先に述べた地租軽減・地価修正問題は自由党内の分裂を示す最たる例であつた。こうした状況下で、兆民が政治世界での合意形成を可能としたその手段とは、様々なレベルでの討論による合意の形成であつた。まず、選挙民のレベルでは、各選挙区内での「討議」を通じ

て、「政治の要領」、「政治の雛型」、「政綱」を作ることが求められた。そして、この「討議」によって出来た「綱要」を国会で代弁するのが代議士であった¹⁾。国会においても同じことが求められた。「君子小人」(明二三)で、兆民は「衆小人の胸腹中より蒸発し来れる私利私慾の凝塊を国会の大鍋にて煮沸し之れが液素を取り、衆愚人の脳裡より取り来りて同く国会の大鍋にて煮沸し得たる液素もて更に沸騰して雲と為り霧と為りて碧空の層樓たる内閣にまで冲上せしむ箇は是れ代議政治の秘訣なり²⁾」というように、国会とは「私利私慾の凝塊」を「煮沸」する場所であると言う。この「煮沸」の意味するものについて、兆民は次のように語る。「立憲政治の妙用は、衆利己心の音響を聚めて、其中に隱々然潜伏する公共心の音響をして発越せしむるに在り³⁾」と。すなわち、「利己心」の拮抗を通じて、具体的には議會での討論を通じて、「利己心」が浄化され、人間に内在している「公共心」が発現すること、それが「私利私慾の凝塊」を「煮沸」することであった。しかも、その「煮沸」は「公共心」と結びついたものであり、単なる利害調整による取引ではなかった。こうして、討論という手段を通じて、私的利益の拮抗の中から「利己心」が浄化され、「公共心」が発現する道を見付けたことが、利害分化的状況下にあつても兆民に政治世界での合意形成を可能とさせ

たのである。

兆民が「利己心」を基礎としつつも、討論という手段を通じて、それらの拮抗から「利己心」が浄化され、「公共心」が発現されると考えた背景には、兆民の考える政治主体の前提となる人間観が深く関わっていた。我々はここで兆民が「利己心」を基礎としつつも、討論という手段によって「利己心」が浄化され、「公共心」が発現されるとした条件について考えてみたい。この政治的合意、「公共心」を可能とする条件を考える上で、重要なのが兆民の人間観である。兆民の人間観を見る上で、再び明治五年の『民約訳解』が鍵となる。

『社会契約論』第二編第一章で、ルソーは社会の設立を可能ならしめるのは、個々人の利害の一致であると指摘しているが、この同じ部分を兆民は『民約訳解』で、次のように語っている。「公志なるものは何ぞや。衆人の同じく然りとすると、是のみ。(中略)それ衆人の利とするところ、海に各おの相い異ると雖も、然も其の間、亦たおのずから相い同じきところあり。唯それ相い同じき所あり、此れ即ち邦国の基を寄する所以なり。若し衆の利とする所、皆ことごとく相い異り、一も相い同じきところなければ、盟約十百ありと雖も、何を以て国を為すを得んや⁴⁾」と。

ここで言う「同然」とは『孟子』に依拠していると思われる。⁵⁾
『孟子』告子編をみると、次のような指摘がある。

「口の、味におけるは、同じく嗜しとするもの有り。耳の、声（音）におけるも、同じく聴きよしとするもの有り。目の、色におけるも、同じく美とするもの有り。心に至りてのみ、独り同じく然とすると同く無からんや。心の同じく然とすると同くものは何ぞや。謂わく、理なり、義なり（中略）故に理義のわれらの心を悦ばすは、猶お芻豢のわれらの口を悦ばすがごときなり」と。⁶⁾

つまり、人間の五感に、ある共通性が存在するように、人間の本性においても「同然」であると、孟子は言う。この孟子の前提にあるのは、「凡て類を同じくする者は挙な相い似たり」という、人間の本性において共通性が存在するという考えであった。すなわち、ルソーは社会設立を可能とするのは「個々人の利害の一致」であるとし、それ以上は論及しなかった。これに対し、兆民は「同然」という語を使うことによって、なぜ利害の一致が可能となるかというその根拠、人間本性論にまで踏み込んで問題にしている。そして、兆民は人間の本性において共通性が存在するという人間本性論から、諸個人の利害の一致を導いている。その上、さらに重要なのは、人間の本性における共通性を

示すのが「理義」の存在であると、孟子が指摘している点である。すなわち、諸個人が「理義」を共有していることが、諸個人の利害の一致を生み出す所以である。兆民にとって、「理義」は生涯を通じて使用される愛用語の一つであるが、そこには孟子の指摘する、諸個人における「理義」の共有からする利害対立の克服、利害の一致という含みがあったのではないだろうか。兆民が「利己心」から「公共心」を発現させようとした条件には、すべての人間が「理義」を持ち、その「理義」が諸個人の利害対立をも克服するという、兆民の人間観があつたように思われる。先に「利己心」から「公共心」を発現させる手段として、兆民は「討議」、討論を考えていたことを指摘した。すなわち、政治世界で公共利益の創出が可能と、兆民が考えた手段とは討論であり、その条件とはすべての人間が「理義」を共有するという人間観であつた。そして、この手段と条件によって、「利己心」の拮抗から「利己心」が浄化され、「公共心」が発現される。すなわち政治世界での利害の一致や合意の形成が行われる。その時、それは「生産的動物」から「政治的動物」への、政治の担い手の自己変革を伴うのであつた。

ただ、この「生産的動物」から「政治的動物」への転換を考えると、若干の問題が残されている。第一章で見たように、兆

民のいうあるべき政治社会は「レスピュブリカー」であった。レスピュブリカーの社会の原理は人民主権であり、その社会では社会のすべての構成員が政治主体として積極的に政治に参加することが求められた。それ故、兆民は原理として、すべての市民が政治主体として能動的であることを求めている。だが、驚くことに、兆民の実際の民衆観は二重構造をなしているようにも思われる。

兆民が社会を構成、維持するうえで不可欠の存在と見たのは「勇民」と「良民」であった。「勇民」とは「自家生産のことは跡廻はしにして一意に彼の社会の公道を進すめ社会の利益を図り、(中略)其思想境界中一味政治的の現象の外他物を雑ゆること無く是れを以て生き是れを以て死して楽しみ以て苦しみ五尺の身軀を挙げてこれを政海中に投じて一步も反顧せざる者」、「政治的の動物」を意味し、「志士仁人」、「公衆」を意味した。そして、こうした「勇民」の政治に対する態度を、兆民は「志」と呼んだ。「志」とは「邦国の為め社会の為め世界の為めに進歩の業の一部を自任し榮辱これを以てし死生これを以てし囊箱を空にし身命を危くするも此志を枉ぐることは甚だ願しき事に非ず」というように、私的利益の追求を越えた、公的なるものへの献身を意味していた。これに対し、「良民」とは、「一切社会に利

益する所有する事業を執りて怠らざる者」、「政府並に社会の賄ひ方」を意味した。すなわち、「良民」とは生産活動に携わる「経済的の動物」、「生産的動物」であり、「政治的の方面には着目する暇無き」人々である。言いかえれば、「良民」は「着衣喫飯して凍へず餓ざる様日々操作する」という、生命維持のための物質的代謝過程に終始する「職」にとどまっている人々だった。そして、兆民はこれらの「良民」による生産活動を重視しつつも、政治思想の点では、「良民」が「勇民」の「援助」によって、つまり、「政治的の産婆」の助力を借りることによって、政治思想を涵養し、「政治的の動物」へと近付くことを期待した。兆民は治者・被治者と区別したり、政治の担い手を特定の階級に限定することはしなかった。だが、実際の政治における政治的指導者の役割を重視していた。このように、兆民には民衆を「勇民」と「良民」、「政治的の動物」と「経済的の動物」「生産的動物」に分するという、民衆観の二重構造が見られる。そして、兆民は「勇民」には「良民」の指導者であることを、「良民」には「勇民」の「援助」により政治思想を涵養することを求めていた。晩年、死の床で兆民は「節義の為に餓死を忍ぶが如きは、是れ庸衆に向つて期待す可らざる」と語るが、それは上記に述べた民衆観の二重構造を背景としていたのではないだろうか。

利害分化の政治状況下にあつても、人々は「利己心」の拮抗から「公共心」を発現させようとした背景には、人々が「理義」を共有するという、兆民の人間観が深く関わっていることは既に述べた。そして、この人間観により、兆民は生産力の発展の必要性と、それが結果として引き起こした政治世界への「利」の浸透という相剋を克服し、政治と経済を「車の両輪」としてとらえることが出来た。

だが、この「利己心」を基礎にした「公共心」の発現という主張は、兆民の生涯に一貫して見られる功利主義批判とどう関係するのだろうか。兆民の功利主義批判は明治一三年の「論公利私利」から明治一九年の『理学沿革史』、明治二二年の「政党論」、そして、晩年の『一年有半』等と、彼の生涯に一貫して見られる。兆民の功利主義批判の根柢は功利主義が「利益ヲ以テ目的ト為シテ」と、「利」の追求を自己目的としている点、「私利」の延長線上に「公利」が存在し、「公利」を「私利」の総計ととらえる点、そして、功利主義が人間の内的必然性を顧みない点にある。これに対し、兆民のいう「公共心」は「私利」の延長にあるのではない。「私利」、「利己心」を基礎とするが、その拮抗の中で「利己心」が浄化され、本来人間に内在していた「公共心」が顕在化するという形をとる。加えて、兆民はある行為の善悪は

行為の効果によって判断されるという立場はとらない。それ故、兆民の功利主義批判とは矛盾しない。兆民はあくまでも「利」の自己目的化には強く抵抗し続けたのである。

終わりに

兆民があるべき政治社会とした「レスピュブリカー」とは、民主権であり、自立した政治主体の積極的な政治参加によって形成されるものであり、人間本性を実現し、公共利益の実現をはかる社会であった。そして、ここでは政治社会全体を支える徳である「自治」と、個々の構成員に必要とされる徳である「リベルテモラル」とが不可分のものとして結びついていた。

明治二〇年の兆民の大阪への転居は、兆民に経済への関心を深めさせ、兆民の政治理解を深める一つの大きな転機となった。社会・政治状況では、生産力が発展し、それに伴い地方利益が政治世界へ噴出するようになった。政治家の側も、地方利益反映の動きをするようになった。こうした状況下にあつて、兆民は生産力向上を強調しつつも、経済の論理を政治世界へ持ち込むことに対しては断固として拒絶する。兆民にとって、それは大きな相剋であったが、兆民は政治世界を個別利益を越えた「公益」への献身、「公衆に利するの考慮」があつて初めて存続しう

るものと考え続けていた。この政治と経済の位置付けをめぐる相剋の克服を可能とさせた前提は、『民約訳解』に顕われている公私観念の転換であった。『民約訳解』によつて、兆民は「公」と「私」をつなぐ径路を発見した。この公私観念の転換に加え、兆民は政治世界での合意形成を可能にさせる手段と条件をも考へていた。すなわち、その手段とは討論であり、条件とは兆民の人間観であった。利害分化の状況下にあつても、「討議」という手段によつて「利己心」の拮抗から、「利己心」が浄化し、各人に内在している「公共心」が発現する。それによつて政治世界での合意は可能であると、兆民は確信していたように思われる。そうした兆民の政治のとらえ方は、兆民と同じ状況下にあつて、政治を自己利益実現の場、「現金取引の運動」と、とらえた徳富蘇峰と際立った対照を示していた。そして、こうした兆民の政治理解を支えた条件が、兆民の人間観であつた。兆民は孟子に依拠し、「凡て類を同じくする者は拳な相似たり」と、人間の本性において共通性が存在するという立場に立っていた。「理義」の共有こそが、諸個人の利害の一致を生み出す所以と兆民は考へていた。この討論という手段と、すべての人間が「理義」を共有し、それ故、利害の一致を生み出すという兆民の人間観が、明治二〇年代の利害分化の状況にあつても、兆民に政治世界で

の合意形成を可能と考えさせたのであつた。

註

兆民の文章からの引用は『中江兆民全集』（岩波書店刊）を典拠とする。また引用註においては、『全集』と略記し、巻数、頁数も、たとえば『全集』一、二五頁、と示す。

はじめに

(1) 幸徳秋水『兆民先生・兆民先生行状記』岩波文庫、一九六〇、二五—二六頁

(2) 『一年有半』明三四、『全集』一〇、一五五頁、一七七頁、一五六頁、一七八頁

(3) 『盲目的進歩』千代田毎夕、明三三・一二・一五、『全集』一三、一九六—一九七頁

(4) 先駆的研究として、松永昌三氏の『中江兆民』柏書房、一九六七、『中江兆民の思想』青木書店、一九七〇、があげられる。

(5) 寺尾方孝『中江兆民における『平民主義』の構想—民主主義の運動と運動における民主主義—』『法字志林』七四

卷一、二・三、四、七五卷一、一九七六—一九七七

第一章

(1) 幸徳秋水『兆民先生・兆民先生行状記』岩波文庫、一三二頁

(2) 陸羯南『近時政論考』岩波文庫、一九七二、三二頁

(3) 『民権論』『奎運鳴盛録』明一一・八・二〇、『全集』一

一、六一八頁

(4) 『吾輩今月十八日第一号ノ紙上ニ於テ・・・』『東洋自由新聞』(以下、TJと略す) 明一四・三・二三、『全集』一

四、四頁

(5) 福沢諭吉『学問のすゝめ』岩波文庫、一九四二、一四二頁

(6) 『朱子文集・語類抄』『朱子・王陽明』世界の名著一九、中央公論社、二六八頁

(7) 功利主義思想には本来「最大多数の最大幸福」に到達するために、そこに至るまでは禁欲するという禁欲の思想が含まれているが、日本では「人欲」の赤裸々な解放という側面でのみ受容されたように思える。詳しくは松沢弘陽『自由民権の政治思想―覚え書き』『社会科学学術研究』三五巻五、

一九八四、二三六—二三八頁を参照のこと。

(8) 『原政』『奎運鳴盛録』明一一・一一・二〇、『全集』一一、一七頁

(9) 植木枝盛『貧民論』、家永三郎編『植木枝盛選集』岩波文庫、一九七四、一一九—一二〇頁

(10) 『論公利私利』、『二松学舎翹楚集』明一三・六・五、『全集』一一、二四頁。ここで兆民の「義」「観」「理義」「観を採ることの困難性をあらかじめ指摘しておきたい。第一に史料の制約である。兆民は自ら語る「義」「道」「徳義」「理義」等について体系だった説明をしていない。わずかに後年の「理義は邦家に必要なり」(『全集』一三)から、次の二つのことがうかがわれる。一、一元的な真理、「理」の实在の確信。二、動物との違いを成り立たせ、人間を人間たらしめるもの。だが、兆民はそれ以上は明示的には語っていない。それ故、兆民の言う「義」「道」「徳義」「理義」の各々について、その意味するもの、他の語との関連については、それは困難である。そのため、個々の論説の断片から、兆民の「理義」観全体を読み取る方法しか残されていない。第二に時代的制約である。幕末期になると、日本の儒教の学派はその系統が曖昧になる。そのため、学派の流れから

兆民の儒教観を探るといふことも困難なものとなっている。

- (11) 「原政」『全集』一一、一七頁
- (12) 『理学沿革史』明一九、『全集』六、五二頁
- (13) 「論公利私利」『全集』一一、二四—二五頁
- (14) 「井上参議ノ演舌ハ一時ノ謬伝ニ過ギズ」丁、明一四・四・一五、『全集』一四、四九頁
- (15) 「原政」『全集』一一、一七頁
- (16) 「西土の術」による「徳の実」の衰退に対する兆民の批判は、ヨーロッパ技術の導入の拒否を意味するわけではない。「策論」第五策に見られるように、兆民はヨーロッパ技術の導入の必要性をこの時期痛感していた。しかし、技術導入が結果としてもたらす「道義の心」、「徳の実」の頹廢に対しては、西洋の「道学」、東洋の「経伝」の学習を対策として唱えたのみで、両者をいかに統合するかについては深く論究されていない。
- (17) 「言論ノ自由」丁、明一四・四・二七、『全集』一四、六七頁
- (18) 「策論」明八前後、『全集』一、二六頁
- (19) 「原政」『全集』一一、一七頁
- (20) 「民約論」と「民約訳解」との間には註(21)で述べる初

期兆民の思想の問題、両者での重要概念の訳語の相違の問題(例 社会契約Ⅱ「結社ノ約」→「約」、政治体Ⅱ「政社」→「邦国」)があるが、ここでは両者の違いについて踏み込まない。

- (21) ここで明治一〇年代初頭の兆民の漢文論説に見られる政治論について簡単に触れておきたい。前述したように、「民権論」では兆民は政治的指導者による「政教」、道徳的教化の浸透によってこそ、「民権」が出てくると述べていた。兆民の政治観は「原政」でさらに明らかになる。「民」の常態は徳を好むものである。そして、「民」が徳義を身につけるようになれば、「浸漬積累の効」により、至善の地、「自治の域」に達すると言う。つまり、「自治」とは道徳的完成状態を示していた。そして、その状態にあつては「民をして政を用いることなからしむるに在り」という、政治の消滅が起きるのであった。ただ、これら漢文論説に見られる政治論と、『民約訳解』や「君民共治之説」等で述べられる政治観との相関についてはまだ不明の点が多い。今後の課題としたい。
- さらに、『民約訳解』と「君民共治之説」との関係についても一言触れておきたい。兆民は普遍的な政治の「理義」

を求めつつも、日本という具体的な歴史的条件をも考慮に入れていた。「君民共治之説」には兆民のそうした日本という具体的条件の考慮をも読みとれるように思える。この点については、松沢弘陽、放送大学教材『日本政治思想』第二章第三節、放送大学教育振興会、一九八九を参照のこと。

- (22) 「君民共治之説」TJ、明一四・三・二四、『全集』一四、一〇一—一一頁
- (23) 「民約論」明七、『全集』一、三頁
- (24) 金谷治『孟子』上、中国古典選八、朝日新聞社、一九七八、六二頁
- (25) 『民約訳解』明一五、『全集』一、一九七頁
- (26) 「民約論」『全集』一、四頁
- (27) 「毫釐ノ差千里ノ謬」『自由新聞』明一五・七・二六、『全集』一四、一〇八頁
- (28) 「国会問答」TJ、明一四・四・六一—一六、『全集』一四、三一—三二頁、松沢「前掲」(註21)を参照のこと。
- (29) 「民約論」『全集』一、三頁
- (30) 「為政者其レ鑑ミル所アレ」『自由新聞』明一五・七・二七、『全集』一四、一一〇頁

- (31) J. J. Rousseau, *Du Contract Social in Œuvres complètes de J. J. Rousseau*, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, p. 371. 訳出の際、邦訳も参照した。
- (32) 『民約訳解』『全集』一、一七九頁
- (33) 同右『全集』一、一八二頁
- (34) Rousseau, *op. cit.*, p. 360.
- (35) Rousseau, *op. cit.*, p. 361.
- (36) Rousseau, *op. cit.*, p. 361.
- (37) 中川久定「ルソーと兆民との亀裂をめぐって」『全集』一五月報。ただ、「一個の人為的集合体」については、兆民は続く文章で「衆意の相い結びて体を成す者」(『全集』一、一五九—一六〇頁)と訳出はしている。だが、兆民がその「体」を「議院」と重ね合わせてみている点は、ルソーとの相違を見る上で重要であろう。
- (38) 『民約訳解』『全集』一、一七三頁
- (39) 同右『全集』一、一七九頁
- (40) 同右『全集』一、一八〇頁
- (41) 『民約訳解』において、兆民はしばしば主権、主権者の訳に「議会」「国会」「公会」と言う語を加筆している。これらの加筆部分は兆民の一般意志、立法者理解とあわせて、

『民約訳解』の執筆意図を考える上で鍵となると思われる。しかし、これらの点については改めて稿を起すことにしたい。

- (42) ミルの『自由論』は自由民権運動の指導者にもしばしば引用されているが、彼らの関心は『自由論』序論に集中しており、兆民のように第二章に注目することはなかった。詳しくは松沢弘陽『中江兆民の世界をたずねて——兆民研究の最近の動向』、『社会科学研究』三五巻五、一九八四・二を参照のこと。また、当時、『自由論』は中村正直によって『自由之理』として翻訳されていた。中村の『自由論』理解については、松沢弘陽『西国立志編』と『自由之理』の世界』日本政治学会編『日本における西欧政治思想』岩波書店、一九七六を参照のこと。
- (43) 『政党ノ論』、『自由新聞』明一五・七・一一、『全集』一四、九七頁
- (44) 『再告府県會議員諸君』TJ、明一四・四・一九、『全集』一四、五三頁
- (45) 『同右』全集』一四、五三頁
- (46) 『政党ノ論』、『全集』一四、九七頁
- (47) 兆民は一九世紀フランスでのルソー批判をふまえて、
- 選択的にルソーを受容している。兆民の選択的受容は、ミルに關しても同じく言える。たとえば、ミルの功利主義思想に關しては終始批判的だが、代議制、自由観ではミルとの相似が窺われる。ただし、兆民の認める代議制は、ミルの言う代議士を選挙民の「代表」ととらえるのではなく、選挙民の「代理」ととらえる有限委任論である。兆民がルソーとミルの思想をいかに消化したかは興味ある問題だが、詳しい検討は別の機会でしたい。
- (48) 『吾儕ノ此新聞紙ヲ発兌スルヤ……』TJ、明一四・三・一八、『全集』一四、二頁
- (49) 「五慾」とは仏教用語で、①五官(眼・耳・鼻・舌・身)の五境(色・声・香・味・触)に対する欲望、感覺的欲望②財・色・飲食・名(名譽)・睡眠を求める欲望を意味する(『広辞苑』より)。「六悪」とは仏法を奉ずるにあつての六つの悪い事柄、悪時(悪い時代)・悪世界(汚れている邪悪な世界)・悪衆生(悪い衆生)・悪見(諸法の真相に対して謬見を起こす汚れた慧のこと)・悪煩惱(煩惱の汚れ)・悪邪無信盛時(悪くてよこしまで信仰のないこと)を言う(中村元『仏教語大辞典』、東京書籍、一九八一、より)。
- (50) 『旧世界を出て、新世界に入るの時……』、『東雲新聞』

(以下、Sと略す) 明二・七・四、『全集』一四、二二七頁

(51) 兆民は他の自由民権運動の論者と同じく、天賦人權の立場に立っていた。加藤弘之の『人權新説』によって民権派が思想的に切り崩されていく中であって、兆民は天賦人權の説を出発点に、加藤とは逆に、自由を実証するために全力を傾ける。兆民の晩年の『統一年有半』まで至る「リベラテームラル」の追求は、自由の実証を求めめる歩みであった。なお、兆民の「リベラテームラル」探求の行程については、宮村治雄『理学者 兆民』、みすず書房、一九八九を参照されたい。

(52) 『民約訳解』『全集』一、一四一頁

(53) 第一章で考察した「レスピュブリカー」の政治社会像をもとに、兆民は具体的な政治論を展開する。その際の主要論点は国会開設と国会での民約憲法の制定であった。兆民はこの両者が行われてこそ、初めて「人民」は「真ノ民」「真ノ人」となると語る。特に、憲法制定は兆民にとって社会契約、「約」の具体化としてとらえていた(「吾儕時事ヲ論ズルコトヲ欲セズ」『国会問答』、共に『全集』一四を参照のこと)。明治二〇年代でも、兆民は具体的な政治論を展

開しているが、紙幅の都合上、本稿では立ち入らない。

第二章

(1) 「阿讀紀游」S、明二・五・二七―二九、『全集』一、一五三頁

(2) 井上甚太郎(一八四五―一九〇五)。「全集」一一解題によれば、井上甚太郎は讃岐高松の人で、高松立志社を設立し自由民権を提唱、明治一九年に投獄されている。この時期には、幕政期以来の封建的組織である十州塩田組合から離脱し、塩業生産を自由にすることを主張している。兆民と井上との交際は兆民の晩年まで続き、「一年有半」では井上のことを「真面目の人物」の一人に挙げている。井上はのち衆議院議員、立憲政友会に所属した。

(3) 『金融六〇年史』、東洋経済新報社、一九二四、三四九頁

(4) 中村隆英「一九世紀末日本経済の成長と国際環境」、梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』、国際連合大学、一九八三

(5) 『日本歴史大系四 近代一』、山川出版社、一九八七、七三頁

(6) 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』、吉川弘文館、一九八

○、御厨貴「明治国家形成と地方経営」、東大出版会、一九八〇 など

(7) 「摂津河内和泉地価引下請願」S、明二二・六・一一―

一二、『全集』一五、七六―八一頁

(8) 有泉「前掲」(註6)、二三三頁

(9) 鳥海靖「初期議會における自由党の構造と機能」『歴史学

研究』二五五号、一九六一

(10) 徳富猪一郎「蘇峰自伝」中央公論社、一九三五、一七八

―一七九頁

(11) 二人の交流関係については、『中江兆民全集』と、柿沢

真知子・成田賢太郎「徳富蘇峰と中江兆民」『日本歴史』三

四六、吉川弘文館、一九七七・三 を参照した。

(12) 洋学紳士は「進化神」の働きによる単系的発展段階論を展開する。洋学紳士は「世界万彙の蕃庶なる(中略)皆尽く此進化の一理に支配せられて、漸々徐々に前往して已む時無き」(『全集』八、一九五頁) というように、「進化の一理」に万物は動かされ、かつ、徐々に発展していると考えていた。それ故、「世界の大勢は進むこと有りて退くこと無し」(一九四頁)。こうした洋学紳士の歴史観は、後述する徳富蘇峰の『将来之日本』でみられる「世界ノ大勢」論と

極めて類似している。だが、『三酔人経綸問答』には、こうした「進化神」の働きが持つ両義性や、洋学紳士の「進化神」理解に対する批判が読み取れる。まず前者であるが、兆民は個々の具体的歴史的条件を顧みない「進化神」の「進往」が、いかに流血を伴う「革命の活劇」「禍乱」をもたらしただかまでをも見通している。「進化神」の「進往」は平和的に進むとは限らず、「禍乱」を引き起こす可能性をも持つた両義的なものである。

そして、南海先生が批判するように、「進化神」の「行路」は「迂曲羊腸」であり、「幾何学に定めたる直線に従ふ者」ではない。「時と地」という、個々の具体的歴史的条件を顧みないことこそ、「進化神の悪む所」である(二五七―二五九頁)。この南海先生とする洋学紳士批判に、筆者は兆民の蘇峰批判を読み取ることが出来る。なお、筆者と同じく、『三酔人経綸問答』に蘇峰批判を見るものとして、米原謙「自由民権の思想―中江兆民」宮本盛太郎編『近代日本政治思想の座標』、有斐閣選書、一九八七、同「兆民とその時代」、昭和堂、一九八九があげられる。同氏はまた『三酔人経綸問答』の登場人物のプロットに、蘇峰の『将来之日本』の影響をも見ている。

- (13) 「国民之友第十五号」S、明二・二・八、『全集』一四、一六八頁
- (14) 「嗟呼『国民之友』生れたり」明二〇・二、『国民之友』一四一—一五頁
- (15) 「新日本之青年」、植手通有編『明治文学全集三四 徳富蘇峰集』筑摩書房、一九七四、一五三頁
- (16) 「隠密なる政治上の変遷(第四) 現今の商工人民」明二一・三、『国民之友』一八号、一頁
- (17) 『将来之日本』、植手通有編『明治文学全集三四 徳富蘇峰集』、一一二頁
- (18) 同右 五六頁
- (19) 同右 六七頁
- (20) 「自由貿易、及基督教」、花立三郎他編『同志社・大江義塾 徳富蘇峰資料集』、三一書房、一九七八、三〇八一—三一二頁
- (21) 「前掲」(註15)、一四八頁
- (22) 「前掲」(註20)、三一一頁
- (23) 「建白書を出したる後ハ如何にすべきや」明二〇・二、『国民之友』一三号、一七頁
- (24) 「隠密なる政治上の変遷(第二) 田舎紳士」明二・二、『国民之友』一六号、一頁
- (25) 「前掲」(註17)、一〇七頁
- (26) 「隠密なる政治上の変遷(四)」、『国民之友』一八号、四頁
- (27) 「前掲」(註17)、八三頁
- (28) 「専門の政治家と兼業の政治家」明二・一、『国民之友』三八号、九一—一頁
- (29) 「隠密なる政治上の変遷(第三) 生活と教育の刺激」明二一・三、『国民之友』十七号、六頁、「隠密なる政治上の変遷(二)」、『国民之友』一六号、三頁
- (30) 「隠密なる政治上の変遷(第五) 中等民族将に生長せんとす」明二・四、『国民之友』一九号、五頁
- (31) 「建白書を出したる後ハ如何にすべきや」、『国民之友』一三号、一七頁
- (32) 同右『国民之友』一三号、一八頁
- (33) 「専門政治家と兼業の政治家」、『国民之友』三八号、一〇頁
- (34) 「形勢一変すれハ之れに処するの道も亦一変せざる可からず」明二・五、『国民之友』五〇号、八頁
- (35) 「隠密なる政治上の変遷(第一) 土族の最後」明二・二、

『国民之友』一五号、六頁

(36) ただ、蘇峰は政治を自己利益実現の場としてのみとらえていたのではない。たとえば、代議士観では、「活さん耶殺さん耶」(明二三・一二)、『国民之友』一〇二号)で、「一國の政を為すには、一國の利害を標準として打算せざる可からず」と、一身ではなく、「一國の利害」を標準とすべきことを唱えている。また、代議制でも、「帝國議會開設前に於ける第一着の準備」(明二二・二)、『国民之友』四二号)で「代議政体には、公共心を發揮する程大なる必要はなく」と、「公共心」の發揮を政治の目的ととらえている。これらの政治観が政治を自己利益実現の場ととらえた政治観と、蘇峰の思想においていかに統合されているかという問題は今後の課題として残されている。

(37) 『一年有半』全集、一〇、一六八頁

(38) 『阿讚紀游』全集、一一、一五九頁、「工族諸君に告ぐ」全集、一一、一八七頁

(39) 『農業論』S、明二一・六・三三、『全集』一一、一六八頁

(40) 『工族諸君に告ぐ』S、明二一・七・五十七、『全集』

一一、一九二—一九三頁、「鉄道旅行の觀察」S、明二二・一一・二七、『全集』一二、四九—五二頁

(41) 『虚業家』S、明二一・一〇・五、『全集』一一、二五二頁

(42) この時期、兆民は「保護税」といった保護貿易の立場をとっていない(『工族諸君に告ぐ』全集、一一、一八九頁)。ただ、晩年の『一年有半』では、兆民は保護貿易の立場に転換している。

(43) 『官有物払下』S、明二二・六・七一八、『全集』一五、七〇頁

(44) 『随感随録第一章』『国民之友』九—一三号、明二〇・一〇—一二月、『全集』一一、三六頁

(45) 『実業家と政治家』S、明二一・一〇・三、『全集』一一、二四六頁

(46) 『黄金ニ非ズ黄金ニ非ズ』S、明二一・四・二三—二四、『全集』一一、一二二頁

(47) 『農族諸君に告ぐ』S、明二一・四・一一—一二、『全集』一一、一一六—一一七頁

(48) 『大阪府通常会』S、明二二・一一・三〇、『全集』一五、二二四頁

(49) 『地価修正非修正に就て』『自由平等経綸』明二四・三・一五、『全集』一二、三二五頁

(50) 『随感随録第一章』、『全集』一、四一頁

(51) 『実業世界の饑饉』、『立憲自由新聞』明二四・四・一、全集一三、一六頁

第三章

(1) 『選挙人目ざまし』明三三、『全集』一〇、八五頁、一一九—一二三頁

(2) 『君子小人』、『日本評論』明二三・七・一二、『全集』一一、八七頁

(3) 『地価修正非修正に就て』、『全集』一二、三一七頁

(4) 『民約訳解』、『全集』一、一七三頁

(5) 島田虔次氏は兆民における孟子の影響を指摘しており、兆民の儒教主義は突き詰めれば「孟子的儒教主義」であると語っている。島田虔次「兆民の愛用語について」、木下順二・江藤文夫編『中江兆民の世界』、筑摩書房、一九七七、二二一頁

(6) 金谷治『孟子』下、中国古典選九、朝日新聞社、一九七八、一六三頁

(7) 同右 一六〇—一六一頁

(8) 『選挙人目ざまし』、『全集』一〇、一二二頁、「起てよ国

民』、『百零一』明三一・三・一五、『全集』一三、一七二頁

(9) 「良、乱、勇、惰、四民の分析」S、明二一・三・四—一七、『全集』一四、一七七—一七八頁、一八二頁

(10) 「農族諸君に告ぐ」、『全集』一一、一一六—一二七頁

(11) 「再び士族諸君に告ぐ」S、明二一・三・二二、『全集』一一、九七頁

(12) 「良、乱、勇、惰、四民の分析」、『全集』一四、一七七—一七八頁

(13) 「再び士族諸君に告ぐ」、『全集』一一、九七頁

(14) 「良、乱、勇、惰、四民の分析」、『全集』一四、一七八頁

(15) 「市会議員の選挙に就て」S、明二二・六・一三—一四、『全集』一五、八五頁

(16) 幸徳秋水「兆民先生・兆民先生行状記」、岩波文庫、二二三頁

(17) 兆民には一方では、本稿が指摘したような政治的指導者の役割の重視が見られる。が、他方では、従来政治的には疎外されてきた「貧賤人」こそ、「政治思想に富む」という主張が見られる。例えば、『国会論』での普通選挙の主張はその典型と言えよう。兆民の民衆観にはこうした多義性が見られる。ただ、前者の政治的指導者の役割の重視が、

第一章で述べた『民約訳解』での契約論的世界とどう関連するか、或いは断絶しているのかについてはまだ不明である。

(18) 『理学沿革史』『全集』六、五五頁